

件名	愛媛県新型インフルエンザ等対策本部条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年5月11日公布・公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行)

【制定の概要】

新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の規定に基づき、愛媛県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため制定

規定内容

組織 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長：事務の総括 ・副本部長：本部長の補佐、事務の整理 ・本部員：本部の事務に従事 ・その他必要な職員を置くことができること。
会議 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換、連絡調整の円滑な実施のため招集 ・県職員以外の者を出席させたときは、意見を求めることができること。
部 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長が必要と認めるときに設置 ・部に属すべき本部員は、本部長が指名 ・部の事務を掌理する部長は、本部長が本部員の中から指名

施行日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日

【その他参考事項】

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の目的

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、もって国民の生命・健康を保護し、国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の都道府県対策本部に係る定め

- ①設置時期 政府対策本部が設置されたときに、直ちに設置しなければならない（法第22条第1項）。
- ②所掌事務 県の区域内の市町等が行う新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる（法第22条第2項）。
- ③組織（法第23条）
 - 本部長：知事
 - 副本部長の設置
 - 本部員：副知事、教育長、警察本部長その他職員のうちから知事が任命する者
 - 本部長が必要であると認めるとき、県職員以外の者の会議出席が可能
- ④条例委任（法第26条） ①～③等以外で県対策本部に関し必要な事項は、条例で定める。

3 新型インフルエンザ等発生時の流れと新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める措置

